議事

議案第3号　さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第4号　さいたま市農業委員会農地台帳点検等実施要領の一部を改正する要領の制定について

議案第5号　さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領の一部を改正する要領の制定について

議案第6号　さいたま市農業委員会農業従事者証明発行規程の一部を改正する規程の制定について

議案第7号　さいたま市農地法関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について

議案第8号　さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について

議案第9号　さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第10号　農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について

令和２年度第３回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和３年２月１６日（火）１０時３０分
場　所：ときわ会館５階　小ホール

１　開　　会	石川会長職務代理者より開会宣言。
２　会　長　挨　拶	西形会長挨拶。 （さいたま市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が議長となる。）
３　総会成立の報告	議長が、農業委員２１名のうち１７名出席により過半数を満たしているため、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
４　議事録署名委員の指名	議長が、議席番号５番 関口正夫委員、議席番号７番 石井栄寿委員を議事録署名委員に指名。
５　議　　事	議案第３号から第９号　さいたま市農業委員会例規の一部改正について、事務局より説明。 （質疑応答） （浅子委員）　議案第４号（P4）について、改正前に「農地中間管理機構等」となっている文言が改正後「農地中間管理機構」と「等」の字がなくなっているが、これは、農地利用集積円滑化団体が廃止となったことを受けてのことでよいか。 議案第 9 号（P18）について、改正後の添付書類として、「土地所有者の印鑑証明書」及び「施工事業者の印鑑証明書」の提出を求めるよう改正されているが、それらについては、元々提出させていたと思うが、記憶違いか。 また、委任状の印鑑についても、「印鑑証明書」の提出は必要か確認したい。 （事務局）　議案第 4 号の文言については、ご指摘どおり農地利用集積円滑化団体が廃止となったことを受けてのこととなります。 議案第 9 号の添付書類としての「土地所有者の印鑑証明書」及び「施工事業者の印鑑証明書」については、確かに必要書類として元々提出を求めていたものとなります。しかし、例規に明記されておりませんでしたので、今回、例規を実務上の運用に合せるため、改正を行ったものとなります。 委任状についても「印鑑証明書」の提出が必要かについては、委任状については誓約書とは違い、そもそも認印が認められるものであるため、「印鑑証明書」の提出は必要としておりません。 （採決） 議案第３号から第９号　さいたま市農業委員会例規の一部改正について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。 議案第１０号　農地法第３条第２項第５号の規定による別段面積について、事務局より説明。 （質疑応答） なし

	（採決） 　議案第１０号　農地法第３条第２項第５号の規定による別段面積について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。
６　そ　の　他	なし
７　閉　　会	関口会長職務代理者より閉会を宣言。